

第1編 総務

企画

秘書・広報・広聴・シティプロモーション

財政

市税

財産管理

出納・物品

工事検査

人事・福利厚生

デジタル化

情報公開・個人情報保護

第1章 企画

企画政策課、資産経営課、行政総務課

第1節 総合計画・企画調整

少子高齢化の進展、人口減少社会への移行、ライフスタイルの多様化、防災・安全意識の高まり、グローバル社会の進展、環境・資源エネルギー問題の顕在化など大きな時代の変革の中で、行政に対する市民ニーズも多様化、高度化し、行政が担う役割はますます大きくなっている。また、地方分権の流れが一段と進む中で、住民に最も身近な自治体として、創意と工夫を活かしたまちづくりを進めることが必要である。一方、日本経済の動向をみると、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、民需中心に緩やかに持ち直したものの、世界的な物価上昇下において、円安方向への為替変動に加え、ロシアのウクライナ侵攻に端を発する原油価格・物価高騰等により、国の財政も地方財政も依然として厳しい状況である。

これら山積する行政課題に対し、効率的な取組を行うためには、確かな指針とそれを支える具体的計画により、市民と一体となって行政運営に努めていくことが必要であり、計画の円滑な推進を図るためには、総合的な企画・調整の役割がより重要となっている。

1 総合計画の推進

(1) 経過

ア 新市建設計画（昭和36年3月決定）

計画期間（昭和35年度～昭和44年度、10年）

イ 平塚市総合開発計画（昭和45年2月決定）

計画期間（昭和45年～昭和64年、20年）

ウ 第二次平塚市総合開発計画（昭和55年1月決定）

計画期間（昭和55年～昭和69年、15年）

エ 新平塚市総合計画（昭和63年2月決定）

計画期間（昭和63年～平成22年、23年）

オ 平塚市総合計画（平成19年6月決定）

計画期間（平成19年度～平成28年度、10年）

カ 平塚市総合計画 ～ひらつかNEXT～（平成28年2月策定）

本市の市政運営を総合的、計画的に進めるための基本となる計画であり、市民と市が共通の理念を持ち、まちづくりの推進を図っていくものとして、また、「人口減少（から生じる）問題の克服」と「地域経済活性化」を目的とし、国から策定を求められた「地方版総合戦略」と一体的に策定した。

基本計画 平成28年度～令和5年度 8年間

実施計画 令和4年度～令和6年度 3年間（3年間を見据えながら、毎年度見直し）

なお、次の分野別施策と重点施策を推進することで、自治基本条例で定めた「まちづくりの指針」を実現することとしている。

<分野別施策>

- ・本市の市政運営を総合的に進めるための基本的な方向性となるもの
 - 「豊かな心と文化をはぐくむまちづくり」
 - 「安心して暮らせる支え合いのまちづくり」
 - 「自然と人が共生するまちづくり」
 - 「活力とにぎわいのあるまちづくり」

<重点施策>

- ・分野別施策の中から本市が抱える重点課題を踏まえて取り組むもの
 - 「強みを活かしたしごとづくり」
 - 「子どもを産み育てやすい環境づくり」
 - 「いくつになってもいきいきと暮らすまちづくり」
 - 「安心・安全に暮らせるまちづくり」

(2) 進行管理

総合計画の適正な推進を図るため、財務会計システムと連携した行政評価システムによる進行管理を行っている。

令和4年度は、令和3年度に事業計画のあった実施計画事業について、同システムを活用して進行管理を行った。

2 政策決定・調整機能

市行政の重要な運営方針、施策等を審議するために庁議を開催している。また、市行政の円滑な運営を図るため、部長会議を開催するとともに、庁内調整の必要な案件について、関係部課での調整を行っている。

3 広域行政の推進

(1) 3市3町広域行政推進協議会

平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町及び中井町が相互に連絡協調と融和を図るとともに、行政上の諸施策の共同化を推進し、もってこの地域の一体的な発展を図る目的で組織し、広域行政上の課題の解決に向けて、県に対する要望活動を行っている。

(2) 平塚市・茅ヶ崎市広域連携推進協議会

相模川と湘南海岸の恵まれた自然環境を共有する両市の広域連携を推進することにより、両市の活発な交流と市民サービスの向上を図る目的で組織されている。

事業としては、市民交流、職員交流、防災に係る連携、その他の事業を推進し、広域連携を図っている。

4 大学交流の推進

東海大学との交流事業は昭和61年4月、神奈川大学との交流事業は平成3年4月から開始し、大学からの審議会・研修会への人材派遣、地域行事への参加、実習生の受け入れ、施設利用の協力等を行っている。

市民・大学交流事業は、平塚市民・大学交流委員会により、文化・生涯学習、スポーツ、福祉、環境、観光・産業の各分野において令和4年度は14事業が実施された。

5 職員提案・業務改善報告制度の推進

この制度は、職員の意識改革及び組織の活性化を図り、もって行政運営の効率化及び市民サービスの一層の向上に寄与することを目的としており、職員提案は、自己の所属する課又は自己の所属する課のみでは実施できない新たな事業及び自己の所属する課以外の課に関わる業務の改善の提案を、業務改善報告は、自己の所属する課に関わる業務の改善報告を対象としている。

令和4年度は、職員提案（アイデア提案）の募集を約3か月間、職員提案（事務提案）の募集を約2か月間、業務改善報告の募集を約4か月間に渡り実施し、職員提案60件、業務改善報告333件が提出された。その中から、職員提案8件、業務改善報告10件を表彰した。また、業務改善報告で、各課から推薦された報告の中から、庁内アンケート11位以下の報告者を対象に、無作為に10件抽選し、ピカ⑩イチ賞として褒賞対象とした。評価の高かった主な職員提案・業務改善報告として、次のものがあつた。

- アイデア提案 1級 『ベビーシッターカー』でママ・パパリフレッシュ！
- 業務改善報告 改善1級 [新型コロナワクチン予約システム] 毎週120万円削減×33週 ◆約4,000万円削減◆

第2節 行財政改革の推進

1 行財政改革の取組

本市の行財政改革は、昭和60年12月に行政改革大綱を策定して以降、市民ニーズや社会経済情勢等を踏まえた基本項目を定め、第1次から第7次にわたり取組を進めてきた。

第7次では、平塚市全体の立場から物事を進める「全体最適」の考え方のもと、より高い効果が得られる行政サービスの「選択」と取り組むべき行政サービスへの経営資源の「集中」の理念に基づき、取組を進めている。

第7次の第1期（平成28年度から令和元年度まで）では「平塚市行財政改革計画（2016-2019）」に基づき、「民間活力の積極的活用による効率化」と「公共施設の総量縮減による持続的管理」を優先課題に掲げ、37事業に取り組んだ。その結果、業務委託など民間活力の活用等による歳出削減、市税収納率向上や寄附金の活用等による歳入確保により、約38億円の財政健全化に資する効果があつた。

第7次の第2期（令和2年度から令和5年度まで）では「平塚市行財政改革計画（2020-2023）」に基づき、第1期に引き続き優先課題に取り組むとともに、ICTの積極的な活用による効率化を図るなど、中長期的な視点から更なる行財政改革を推進することとした。

令和4年度は、民間活力活用事業や公共施設総合的管理事業など27事業に取り組んだ。また、デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進に向けて、新たに事業を追加するなど、取組を進めた。

こうした行財政改革に係る取組は、市長を本部長とする「平塚市行財政改革推進本部」において進行管理し、その成果を広報ひらつかや市ホームページ等で公表することにより行財政改革に係る取組の透明性を確保した。

2 資産活用

ネーミングライツ導入推進事業においては、自主財源の確保とともに、市民サービスの向上及び地域の活性化を図るため、ネーミングライツパートナーの募集を行っている。令和4年度は、総合公園のみんなの広場に令和5年3月から8年間、『「こどもクリニックさいとう」みんなの広場』の愛称で、ツインシティ大神地区内の大神第3公園と2号水路に令和5年4月から10年間、それぞれ「平塚大神 THE OUTLETS 公園」、「THE OUTLETS AVENUE」の愛称で新たに3件のネーミングライツ契約を締結した。また、平成25年4月から「ひらつか サン・ライフアリーナ」の愛称で導入したひらつかアリーナ、平成26年4月から「湘南ベルマーレひらつかビーチパーク by shonanzoen」の愛称で導入した湘南ひらつかビーチパーク、「トッケイセキュリティ平塚総合体育館」の愛称で導入した平塚総合体育館の3件のネーミングライツ契約を更新し、契約期間は、湘南ひらつかビーチパークが令和8年3月まで、ひらつかアリーナと平塚総合体育館が令和10年3月までとなった。

令和4年度末におけるネーミングライツ契約施設は16施設となっている。

指定管理者制度の推進では、令和5年4月に指定管理者を更新する平塚市聖苑及び湘南ひらつかビーチセンターの事業者選定を行った。令和4年度末の制度導入施設は38施設となっている。また、指定管理者制度導入施設のモニタリング指針に基づき、全施設を対象とする第一次評価（自己評価）、第二次評価（主管課評価）のほか、現指定期間3年目となる平塚市福祉会館、平塚市南部福祉会館、平塚市西部福祉会館及び平塚市七国荘を対象とする第三次評価（外部委員を含む第三者評価）を行った。

第3節 自治基本条例の普及・啓発

地方分権一括法が施行され、地方分権時代が到来し、地方自治体は、国と対等・協力の関係に位置付けられ、住民の意思に基づいた自己決定や自己責任が求められている。また、住民自治の充実が叫ばれる中、住民との新たな協働の仕組みの構築を求められている。このような背景を踏まえ、住民と行政、あるいは議会が適正な役割分担のもと、地域を運営していくための基本的なルールを条例として定めたものが「自治基本条例」である。

平塚市自治基本条例は、平成18年9月平塚市議会定例会で可決され、平成18年10月1日に公布・施行した。

制定された自治基本条例を市民に広く周知するため、「平塚市自治基本条例の手引き」や「子ども版平塚市自治基本条例の手引き」、「ビジュアル版(絵葉書)」を随時配布するとともに、市職員研修などによる普及・啓発を図っている。

第4節 行政管理

1 時代の進展に対応する事務の展開

本市は、それぞれの時代背景の下、自主的・計画的に行政運営の効率化・簡素化に取り組んできた。

しかしながら、急激な少子高齢化の進展や情報化社会への移行等、時代の大きな変化に伴って、行政需要の多様化・高度化は更に進むと想定されている。

加えて地方分権改革が進み、自らの地域のことは自らの責任において決定していくという地域主権の実現に向けて、地域の将来を見据えた自治のしくみづくりに取り組むことが求められるようになり、限られた財源を有効に活用し、ムリ・ムダをなくして効率的な行政運営を図ることによって健全な財政を保ち、将来にわたって持続可能な体制を整える必要がある。

自治基本条例や総合計画の理念に則り、市民の参加・参画による「協働」の自治を推進するために、改めて、市民の暮らしの視点に立って、職務と事務事業の目標を明確にして各部署の連携・調整を密にし、質の高い市民サービスを提供していくことが期待されている。

こうした観点から、組織体制の見直しを進め、令和4年4月1日現在、19部・81課・188担当となっている。

2 文書管理

ファイリング・システムにより、文書を迅速、正確に保管、保存して、いつでも取り出して利用できるように努めている。また、文書事務の効率化及び電子化を進めるため、平成17年度から文書管理システム（文書を電子的に処理するシステム）を導入し、令和4年度にシステム更新した。令和4年度は、文書の電子決裁が約76%を占めた。

庁内の印刷業務は、業務の合理化・効率化のため平成11年10月から民間委託している。平成12年10月には、従来のオフセット印刷に替えて高速印刷機及び軽印刷機を本格的に導入し、さらに平成22年度から高速印刷機2機体制で作業の効率化を図っている。

浄書状況(委託)		印刷状況			(単位 回転)
毛	筆	高速印刷機	軽印刷機	コピー機	
件数	枚数				
179	725	9,897,112	2,284,145	2,473,735	

印刷用紙等使用状況			(単位 枚)
行政総務課用紙(再生紙)	担当課持込用紙	はがき・封筒	
4,478,086	1,458,959	136,162	

郵便物等差出状況

種別	郵便料金等 (単位：円)		県庁便(発送) (単位：件)
	郵便 ※1	メール便	
差出状況	209,383,254	4,585,542	749

※1 料金受取人払郵便を含む。

文書保存状況 (単位 箱)

東武書庫保存量	廃棄文書	引継ぎ文書
12,669	1,713	2,131

3 条例・規則等の制定

条例、規則その他規程の公布等は、平塚市公告式条例に基づいて市庁舎本館前の掲示場に掲示して行っているが、令和4年度に制定された条例、規則等の件数は、次のとおりである。

区分	条例	市長規則	市長規程	議会規則等	選挙委規程	監査委規程	農業委規則等	教育委規則等	公平委規則等	固評委規程	消防本部規程	病院規程	計
新設	3	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	5
改正	29	45	10	1	1	1	1	9	2	0	4	9	112
廃止	1	1	0	1	1	1	1	2	1	1	0	1	11

また、庁内及び市民の利便を図るため、平成13年8月に、これらの条例、規則等を庁内インターネットで検索・確認できるよう整備し、平成14年6月からインターネットで公開している。

第5節 統計

1 国及び県の主な統計調査

区分	統計調査名	調査対象	周期	直近の調査年月日	調査目的
国の委託統計調査	学校基本調査 (文部科学省)	幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、大学、短期大学、高等専門学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校等、全国全ての学校	毎年	令和5.5.1	学校数、学級数、在学者数、教職員数、卒業後の状況、施設、経費などの学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにし、教育行政諸施策の基礎資料を得る。
	就業構造基本調査 (総務省)	総務大臣が指定する調査区内から抽出した世帯における15歳以上の世帯員	5年ごと	令和4.10.1	就業及び不就業の状態を調査し、就業構造に関する各種行政施策の基礎資料を得る。
	経済センサス活動調査 (総務省・経済産業省)	日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所(一部の事業所を除く)	5年ごと	令和3.6.1	全産業分野の売上(収入)金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得る。
	国勢調査 (総務省)	調査時において市内に常住している者	5年ごと	令和2.10.1	男女別・年齢別・産業別等の人口構成、家族類型別等の世帯構成及び人口の移動状況など、人口及び世帯の状況を総合的に把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得る。
	農林業センサス (農林水産省)	一定規模以上の農林産物の生産、又は委託を受けて農林業作業を行う世帯や会社等の組織	5年ごと	令和2.2.1	農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料を得る。
	経済センサス基礎調査 (総務省)	日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所(一部の事業所を除く)	5年ごと	令和元.6.1から 令和2.3.31	すべての産業分野における事業所の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備する。

区分	統計調査名	調査対象	周期	直近の調査年月日	調査目的
国の委託統計調査	全国家計構造調査 (総務省)	全国から無作為に選定した約90,000世帯	5年ごと	令和元.10 及び 令和元.11	家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにする。
	住宅・土地統計調査 (総務省)	総務大臣が指定する調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯	5年ごと	平成30.10.1	住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態、現住居以外の住宅及び土地の保有状況、その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得る。
県の委託統計調査	神奈川県年齢別人口統計調査	移動人口	毎年	令和3.1.1	毎年1回人口の年齢構成を明らかにし、各種行政施策の基礎資料とする。
	神奈川県人口統計調査	移動世帯及びその構成員	毎月		常住人口に関する基本的状況と毎月の人口移動を明らかにし、各種行政及びその他の事務の処理に資する。

2 刊行物

(1) 人口速報	毎月	毎月の人口の増減及び人口移動について、状況を明らかにし発表する。
(2) 平塚市統計書 (第48回)	年1回	平塚市の人口、経済、社会及び文化など各分野に渡る基本的資料を収録し、市政の現状及びその推移発展のあとを明らかにしたものである。

第6節 市制施行90周年記念事業

令和4年4月1日に市制施行90周年を迎えたことから、この節目の年を市民とともに祝うため、記念事業を実施した。記念事業については、現在の社会情勢や本市財政状況を鑑み、事業の必要性を十分に検討し、計57事業を展開した。そのうち、市制施行90周年を記念して新たに企画した新規事業が10事業、七夕まつりや花火大会など本市で広く親しまれているイベントの内容を拡充するなどして実施した既存・拡充事業が47事業となった。

1 主な新規事業

- ・市制施行90周年記念 NHK のど自慢
- ・市制施行90周年記念 平塚版SDGs自分ごと化プロジェクト
- ・市制施行90周年記念 インクルーシブ遊具広場の整備
～多様な個性が輝く 共生のまち ひらつかを目指して～

2 主な既存・拡充事業

- ・市制施行90周年記念 第70回湘南ひらつか七夕まつり
- ・市制施行90周年記念 第70回湘南ひらつか花火大会
- ・市制施行90周年記念 第70回市民総合体育大会

3 その他の事業

- ・市制施行90周年記念 キャッチフレーズ
- ・市制施行90周年記念 ログマーク
- ・市制施行90周年記念 フレーム切手
- ・市作成封筒への市制施行90周年記念PR印字



人と自然がふれあうまち つなぐ未来へ ひらつか90

第2章 秘書・広報・広聴・シティプロモーション

秘書課、広報課、市民情報・相談課

第1節 秘書

1 名誉市民

本市の産業、経済、文化、その他地方自治の振興に顕著な貢献をされ、広く市民の敬仰の的となっている方に対し、その功績と荣誉をたたえることにより、市民の敬慕の情をあらわすことを目的とし、昭和40年に制定された平塚市名誉市民条例に基づき、名誉市民の称号を贈っている。

これまでに名誉市民の称号を受けられた方

- (1) 河野一郎氏（昭和40年7月27日追贈）
- (2) 比企能達氏（昭和43年12月25日追贈）
- (3) 河野謙三氏（昭和58年9月30日贈）

2 市功労者

昭和27年に制定された平塚市功労者表彰条例に基づき、行政関係者のほか、産業経済、福祉、保健衛生等本市の公共の福祉の増進に尽力された方、また、教育、芸術、科学等本市文化の向上に寄与された方を、市議会の議決を経て、市功労者として表彰している。

これまでに功労者表彰を受けられた方は、令和5年3月31日現在、184人となっている。

第2節 広報

広報は、市民と行政を結ぶコミュニケーションの大きな手段であり、広報紙、インターネット、ケーブルテレビ(CATV)、コミュニティーFM放送など、さまざまなメディアの特長を生かしながら、本市の政策や市民生活に密着した情報を、市民が理解しやすいように発信している。また、日刊紙、テレビ局、ローカル紙などのメディアにも積極的に情報を提供している。

1 出版印刷広報

(1) 広報ひらつか

市政情報やまちの話題などを記事にまとめて発行している。

平成22年4月発行号から、情報をより分かりやすく市民に伝えるため、紙面構成を見直した。超高齢社会に対応するため文字を大きくし、写真などを多用することで、分かりやすい構成とした。併せて、色使いについては、視覚障がい者らに配慮した。また発行日についても、毎月1日・15日から第1金曜日・第3金曜日に変更し、ポスティングによる全戸配布を開始した。さらに、平成23年10月から、第3金曜日号も8ページ化した。

○形式 タブロイド判 第1・第3金曜日号8ページ（全面カラー）

○発行 毎月第1・第3金曜日（令和5年3月第3金曜日号は115,164部製作）

○配布 ポスティングで、発行日を含め3日間で全戸配布。

○経歴 昭和24年10月創刊、平成5年5月から月2回発行、令和5年3月末現在1219号。

○ウェブサイトの活用 平成11年7月15日号から、平塚市ウェブサイトなどで掲載内容を発信。平成25年12月、広報ひらつか1000号発行に合わせて「広報ひらつかデジタルアーカイブ」を公開。これまでの広報紙をデジタル化し、インターネットで閲覧できるようにした。

(2) 点字広報紙

「広報ひらつか第1・第3金曜日号」のほぼ全文を掲載し、希望する市内の視覚障がい者に郵送している。

○発行 毎月2回（令和5年3月第3金曜日号は33部製作）

○経歴 昭和45年4月創刊、令和5年3月末現在992号

(3) 声の広報紙

「広報ひらつか第1・第3金曜日号」の内容を録音したデジター・CDを、社会福祉協議会などの協力を得て製作。希望する市内の視覚障がい者に郵送している。

○発行 毎月2回（令和5年3月第3金曜日号は29部製作）

(4) 電子書籍版広報紙

平成23年3月からスマートフォンなどで読めるEPUB形式の電子書籍版広報ひらつかの配信をしていたが、平成28年4月からはEPUB形式の配信を止め、代わりにスマートフォンやタブレットPC端末で広報紙が読めるアプリケーションソフトによる配信を開始した。最新号の発行に併せて自動的に端末に通知する機能や、記事をSNSでシェアできる機能などがある。令和元年8月からは、新たに多言語に対応したアプリケーションソフトによる配信を開始した。9言語での翻訳が可能のほか、文字の拡大や音声読み上げの機能などもある。

(5) 市民生活ガイドブック

転入者が本市で暮らし始めるときに戸惑うことがないように、転入手続きの際に市民課窓口で配布している。市の事業・制度、公共施設の利用案内などを掲載するとともに、歴史・文化・自然など市のあらましを紹介している。希望者には市庁舎本館1階総合案内、公民館などの公共施設や商業施設などで配布している。

○形式 A4判112ページ（フルカラー）

○発行 毎年1回（令和5年度分は3月に20,000部製作）

2 視聴覚広報

(1) 映像広報

市政の動きや市からのお知らせなどの番組を制作し、放送している。

ア ケーブルテレビ湘南チャンネル

○企画番組「ひらつかシングス」（6本）

イ ビデオ・DVDの活用

本市が制作した番組のビデオやDVDを、図書館などで貸し出している。

ウ ウェブサイトの活用

平成 14 年 12 月から、平塚市ウェブサイト「平塚市関連テレビ番組の紹介」（現：メディア情報）コーナーを開設し、番組の放送時間などの情報を発信している。また、平成 21 年 12 月からは「YouTube」でも映像番組を配信している。

(2) コミュニティーFM放送

市からのお知らせ、行事、イベント情報などをFM湘南ナパサで放送している。

○平塚市広報だより（内容は週替り）

○平塚市スポットアナウンス（緊急情報などを随時提供）

3 その他

(1) インターネット

平成 8 年 12 月に「平塚市ウェブサイト」を開設し、本市情報の発信を開始した。平成 14 年には全課から情報を発信している。平成 19 年 2 月にコンテンツ・マネジメント・システム（ウェブサイト管理するソフトウェア）を導入し、平塚市ウェブサイト全体をリニューアルした。これに伴い、各課での内容更新が可能となり、迅速で柔軟な対応ができるようになった。さらに、平成 23 年 12 月に再度リニューアルし、ウェブサイトに関する国内外の規格を満たせるようにした。デザインを一新し、情報分類を見直すとともに、シンプルで分かりやすいページ構成とした。また、平成 15 年 5 月から市議会会議録をインターネットで公開。平成 18 年 9 月からトップページにバナー広告（有料広告）の掲載を開始した。平成 19 年 3 月から「よくある質問とその回答集（FAQ）」を掲載して、内容の改善及び充実を図っている。ほかにも、平成 24 年 4 月には 5 カ国語に対応した自動翻訳サービスを導入、平成 26 年 6 月には、トップページと第 2 階層、子育てページでスマートフォン専用画面を公開した。平成 29 年 3 月には 3 度目となる平塚市ウェブサイトの全面リニューアルを行った。リニューアルにあたり、ページの分類方法を見直し、知りたい情報を探しやすいウェブサイトへと刷新するとともにスマートフォンなどの機器に合わせて操作性を高めるウェブデザインを導入した。

○平塚市ウェブサイトアクセス件数 9,575,303 件

(2) 報道発表

平塚記者クラブに加盟する新聞記者、放送記者及び地元報道機関に対して、定例記者会見を開催している。また、プレスサービスとして積極的に市政の報道発表を実施している。

平成 13 年 3 月から、平塚市ウェブサイト「平塚市記者発表」を開設し、定例記者会見の内容を発信、さらに同年 5 月から記者発表資料も提供している。また、同年 11 月からは、報道機関に対して電子メールで記者発表資料を発信している。令和 4 年度の発信件数は 425 件。

(3) 広報板

市内各地に 68 基の広報板を設置し、毎月 2 回、各種の行政ポスターを掲出している。

(4) 広報車

市主催による各種大会や、パレードの先導などに活用している。

第3節 広聴

市民の声は「明るく住みよいまちづくり」、「市民本位の市政」を推進するための源であり、市民と行政との良好な相互関係を構築するための貴重な情報である。これら市政に対する市民の意見、提案などを積極的にとらえ、可能な限りこれを市政に反映するために、「市長への手紙」をはじめいろいろな広聴活動を行っている。

1 市長への手紙

(1) 専用封書

市民の声を積極的に聴取するため、昭和55年5月から実施している。

(2) 一般封書等

郵送によるもの、ファクスによるもの等がある。ファクスについては、平成7年9月から送信料市払いにより24時間受信可能なフリーダイヤル「なでしこファクス」を開設している。

(3) 広聴メモ

市職員一人一人が受けた行政に対する市民の声をその場でメモし、市政に反映させることを目的として昭和42年9月から実施している。

(4) 投稿フォーム

本市ウェブの中に、平成10年5月から「投稿フォーム」を開設している。

(5) 団体要望

各種団体や政党等から寄せられるもの。

2 市民と市長の対話集会

市民と協働して魅力あるまちづくりを進めるため、市民と直接対話を行うことで、市民の視点からの発想を生かした行政運営を推進していくとともに、市政への理解を深めてもらうことを目的として市民と市長の対話集会を実施した。

「市長と語ろう！ほっとミーティング」は、「ポストコロナにおける地域活動について」をテーマに、ブロックごとに4回開催し、連合自治会長等24人が参加した。

神奈川県立平塚江南高等学校とは、「もっと平塚を好きになるために」をテーマに、対面にて開催し、生徒会役員5人が参加した。若手介護職員とは、「働き続けたい介護現場であるために」をテーマに、9人が参加した。

日本郵便株式会社とは、「活力ある地域づくり」をテーマに開催し、9人が参加した。平塚商工会議所女性会とは、「魅力的なまちづくりについて」をテーマに開催し、12人が参加した。

さらに、公益社団法人平塚青年会議所が主催した「ひらつかタウンミーティング」では、中学生19人、大学生ファシリテーター12人と意見交換を行った。

3 広聴手段別の要望内訳

令和4年度は、市長への手紙（専用封書、投稿フォーム、ファクス、一般封書、広聴メモ等）及び団体要望の方法によって397通、1,414件の要望が市に寄せられた。

広聴手段別	通数	件数
市長への手紙	328	493
専用封書	102	155
一般封書	51	96
電話	0	0
来庁	0	0
広聴メモ	12	20
なでしこファクス	2	4
投稿フォーム	161	218
他機関情報提供	0	0
市民と市長の対話集会	0	0
団体要望	69	921
合計	397	1,414

第4節 シティプロモーション

近年、全国の自治体で、定住人口の獲得や観光客の誘致などを目的として、さまざまなシティプロモーションの取り組みが行われている。

本市においても、選ばれるまち、住み続けたいまちを目指し、平成27年11月に平塚市シティプロモーション指針を策定するとともに、平成28年7月に「手をつなぎたくなる街 湘南ひらつか」のスローガンとロゴマークを決定し、シティプロモーションを本格的にスタートした。平成29年2月には都市イメージの向上を目指した平塚市ブランディング戦略を策定するなど、新たな魅力づくりや多方面に向けた情報発信を進め、都市イメージの向上や定住促進の魅力発信に取り組んでいる。



手をつなぎたくなる街

1 ご当地婚姻届

令和3年1月に平塚市出身のアーティスト、オノルイーゼ氏デザインのご当地婚姻届を導入した。ばらの花をモチーフにした華やかなデザインであり、全国どこの自治体の窓口でも提出できる公式な婚姻届である。

2 SNS を活用した魅力発信

Facebook、Twitter、Instagram を活用し、平塚市の日常や魅力的な風景などをタイムリーに発信している。Instagram では「#hiratsukagood」のハッシュタグ投稿が、令和5年3月現在、市内外から100,000以上集まっている。また、令和3年8月には、平塚学園高等学校の写真部が公式アカウント「hiratsukagood」に投稿する「テイクオーバー(乗っ取り)」イベントを県内で初めて実施した。令和4年度には、同校写真部のほか、東海大学観光学部とも実施した。

3 動画による魅力発信

令和3年12月に制作した『「湘南ひらつか」で毎日を最高傑作に!』などをウェブ上で公開するとともに、ららぽーと湘南平塚やららぽーと新三郷、新橋ファロシティビジョン、市内路線バス、横浜市営地下鉄、横浜市営バス、JR品川駅構内のデジタルサイネージ等で放映した。

4 平塚地下道ミュージアム

平塚まちなか美術館実行委員会に委託し、平塚駅前広場地下道内の階段と南北通路の壁面に、アート作品を展示する「平塚地下道ミュージアム」を平成29年11月に開設した。さらに、平塚駅前広場地下道内の西側通路の壁面を中心に、アート作品を展示する「続・平塚地下道ミュージアム」を平成30年11月に開設した。

5 湘南平に恋人たちのモニュメント「ainowa」の設置

平成30年3月に、高麗山公園レストハウス(湘南平)に、恋人たちなどが南京錠をかけたり記念撮影をしたりできるモニュメント「ainowa」を設置した。

6 定住促進魅力発信

(1) 定住促進ウェブサイト制作

「湘南で子育てするなら平塚市」をスローガンに定住面での平塚の魅力を幅広く発信し、市外からの転入者を増やすため、ウェブサイトで情報発信している。

(2) 交通広告の実施

令和4年12月に、JR上野東京ライン・湘南新宿ライン、JR埼京線、東武東上線にポスター広告を掲出した。

(3) 横断幕の掲出

小田原厚木道路と交差する岡崎架道橋、広川第二架道橋に「子育てするなら平塚市」の横断幕を掲出した。

7 ご当地ナンバープレート（原動機付自転車）

令和2年、平塚市オリジナルのご当地ナンバープレートを制作した。デザインは平塚市出身のアーティスト、オノルイーゼ氏による「海岸の夕陽」を採用した。市民税課で交付を行っている。



また、令和4年度には、市制施行90周年記念として、「バラのまちひらつか」をイメージしたご当地ナンバープレートを枚数限定で交付した。

8 フォトスポット制作

令和2年10月に、湘南ベルマーレひらつかビーチパーク by shonanzoen 内「湘南ひらつかビーチセンター」の壁面に、平塚市出身のアーティスト、オノルイーゼ氏のフォトスポットを制作した。

第3章 財政

財政課

第1節 財政

令和5年度当初予算の歳入歳出予算は、一般会計が876億1,000万円（対前年度比0.5%減）、特別会計5会計では864億5,750万円（対前年度比1.2%増）、病院事業会計は178億2,200万円（対前年度比5.0%減）、下水道事業会計は138億9,400万円（対前年度比1.9%減）となっており、全会計を合わせた予算額は2,057億8,350万円となり、前年度に比べ0.3%減となった。

令和4年度全会計における決算額（以下における額は、全て見込額）は、歳入歳出予算額2,305億4,541万5千円に対し、歳入決算額2,203億5,359万9千円（対前年度比3.7%増）、歳出決算額は、2,169億1,269万5千円（対前年度比5.2%増）であった。

このうち一般会計は、歳入歳出予算額1,045億4,216万5千円に対する歳入決算額は1,005億7,972万3千円、歳出決算額は962億7,022万3千円であった。歳入決算額から歳出決算額と翌年度へ繰り越す事業に充てる財源8億5,503万1千円を差し引いた実質収支は34億5,446万9千円の黒字決算となり、単年度収支は1億2,403万8千円の黒字となった。また、積立金及び繰上償還金を加え、積立金の取り崩しを差し引いた実質単年度収支においては4億2,176万2千円の赤字となった。

全会計における市債残高は1,004億876万9千円であり、前年度末現在高と比べると42億3,427万円（4.0%）の減となった。令和4年度の主な市債は、臨時財政対策債の9億3,963万1千円、小中学校改修事業の7億880万円などである。

1 予算

(1) 会計別予算額

（単位：千円）

区 分		令和4年度 当初予算額	令和4年度 最終予算額	令和5年度 当初予算額
一 般 会 計		88,090,000	104,542,165	87,610,000
特 別 会 計	競輪事業特別会計	32,952,000	38,958,446	33,368,000
	国民健康保険事業特別会計	25,784,000	26,025,746	26,193,000
	水産物地方卸売市場事業特別会計	16,800	17,047	16,500
	介護保険事業特別会計	22,557,000	22,939,913	22,617,000
	後期高齢者医療事業特別会計	4,081,000	4,334,488	4,263,000
	計	85,390,800	92,275,640	86,457,500
公 営 企 業 会 計	病院事業会計	18,758,000	18,929,678	17,822,000
	下水道事業会計	14,170,000	14,797,932	13,894,000
	計	32,928,000	33,727,610	31,716,000
合 計		206,408,800	230,545,415	205,783,500

注：最終予算額は、前年度からの繰越分を含む

(2) 一般会計款別予算額
歳入

(単位：千円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度		比較(5-4年度)	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
市税	42,723,912	48.5	43,713,436	49.9	989,524	2.3
地方譲与税	520,176	0.6	520,176	0.6	0	0.0
利子割交付金	20,000	0.0	20,000	0.0	0	0.0
配当割交付金	190,000	0.2	250,000	0.3	60,000	31.6
株式等譲渡所得割交付金	220,000	0.2	350,000	0.4	130,000	59.1
法人事業税交付金	400,000	0.5	600,000	0.7	200,000	50.0
地方消費税交付金	5,670,000	6.4	6,000,000	6.8	330,000	5.8
ゴルフ場利用税交付金	30,000	0.0	30,000	0.0	0	0.0
環境性能割交付金	140,000	0.2	100,000	0.1	△ 40,000	△ 28.6
地方特例交付金	260,000	0.3	260,000	0.3	0	0.0
地方交付税	1,660,100	1.9	1,661,000	1.9	900	0.1
交通安全対策特別交付金	30,000	0.0	30,000	0.0	0	0.0
分担金及び負担金	529,276	0.6	554,525	0.6	25,249	4.8
使用料及び手数料	1,654,563	1.9	1,634,655	1.9	△ 19,908	△ 1.2
国庫支出金	16,745,036	19.0	15,751,867	18.0	△ 993,169	△ 5.9
県支出金	6,462,668	7.3	6,973,500	8.0	510,832	7.9
財産収入	138,886	0.2	143,559	0.2	4,673	3.4
寄附金	71,468	0.1	96,040	0.1	24,572	34.4
繰入金	2,304,793	2.6	1,247,247	1.4	△ 1,057,546	△ 45.9
繰越金	1,300,000	1.5	1,300,000	1.5	0	0.0
諸収入	4,146,522	4.7	3,526,995	4.0	△ 619,527	△ 14.9
市債	2,872,600	3.3	2,847,000	3.3	△ 25,600	△ 0.9
計	88,090,000	100.0	87,610,000	100.0	△ 480,000	△ 0.5

歳出

(単位：千円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度		比較(5-4年度)	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
議会費	429,280	0.5	441,732	0.5	12,452	2.9
総務費	7,271,654	8.2	6,919,372	7.9	△ 352,282	△ 4.8
民生費	40,901,784	46.4	42,366,805	48.4	1,465,021	3.6
衛生費	7,983,857	9.1	7,537,367	8.6	△ 446,490	△ 5.6
労働費	331,920	0.4	330,621	0.4	△ 1,299	△ 0.4
農林水産業費	856,365	1.0	934,795	1.1	78,430	9.2
商工費	2,713,483	3.1	2,041,969	2.3	△ 671,514	△ 24.7
土木費	9,894,111	11.2	8,763,727	10.0	△ 1,130,384	△ 11.4
消防費	3,309,922	3.8	2,761,504	3.1	△ 548,418	△ 16.6
教育費	7,949,473	9.0	9,103,965	10.4	1,154,492	14.5
公債費	6,348,151	7.2	6,308,143	7.2	△ 40,008	△ 0.6
予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
計	88,090,000	100.0	87,610,000	100.0	△ 480,000	△ 0.5

(3) 一般会計経費別予算額

(単位：千円、%)

区 分		令和4年度		令和5年度		比較(5-4年度)	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減 額	増減率
義務的 経費	人件費	17,417,975	19.8	17,183,866	19.6	△ 234,109	△ 1.3
	扶助費	25,747,716	29.2	26,742,672	30.5	994,956	3.9
	公債費	6,348,146	7.2	6,308,138	7.2	△ 40,008	△ 0.6
	計	49,513,837	56.2	50,234,676	57.3	720,839	1.5
投資的 経費	普通建設事業費	4,796,767	5.5	4,104,627	4.7	△ 692,140	△ 14.4
	計	4,796,767	5.5	4,104,627	4.7	△ 692,140	△ 14.4
そ の 他	物件費	14,173,541	16.1	13,522,442	15.4	△ 651,099	△ 4.6
	補助費等	9,835,967	11.2	10,310,413	11.8	474,446	4.8
	維持補修費	1,087,779	1.2	1,184,778	1.3	96,999	8.9
	繰出金	6,357,512	7.2	6,206,706	7.1	△ 150,806	△ 2.4
	積立金	118,547	0.1	140,438	0.2	21,891	18.5
	貸付金	2,106,050	2.4	1,805,920	2.1	△ 300,130	△ 14.3
	予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
	計	33,779,396	38.3	33,270,697	38.0	△ 508,699	△ 1.5
合 計		88,090,000	100.0	87,610,000	100.0	△ 480,000	△ 0.5

2 決算

(1) 会計別決算額

(単位：千円)

区 分		歳入決算額		歳出決算額	
		令和3年度	令和4年度 (見込)	令和3年度	令和4年度 (見込)
一 般 会 計		106,409,874	100,579,723	102,069,968	96,270,223
特 別 会 計	競輪事業特別会計	24,123,466	38,412,242	23,577,485	37,819,932
	国民健康保険事業特別会計	26,137,757	25,396,620	25,908,321	25,253,418
	水産物地方卸売市場事業特別会計	46,033	15,464	44,586	15,214
	介護保険事業特別会計	21,826,595	22,586,075	20,987,414	21,608,579
	後期高齢者医療事業特別会計	4,088,202	4,302,182	3,825,704	4,184,588
	計	76,222,053	90,712,583	74,343,510	88,881,731
公 営 企 業 会 計	病院事業会計	17,856,938	17,536,594	16,003,304	18,357,619
	下水道事業会計	11,923,206	11,524,699	13,691,886	13,403,122
	計	29,780,144	29,061,293	29,695,190	31,760,741
合 計		212,412,071	220,353,599	206,108,668	216,912,695

(2) 一般会計款別決算額

歳 入

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度		令和4年度		比較(4-3年度)	
	決算額	構成比	決算額 (見込)	構成比	増 減 額	増減率
市税	42,692,869	40.1	43,787,467	43.5	1,094,598	2.6
地方譲与税	518,715	0.5	518,569	0.5	△ 146	△ 0.0
利子割交付金	18,893	0.0	13,172	0.0	△ 5,721	△ 30.3
配当割交付金	281,407	0.3	264,650	0.3	△ 16,757	△ 6.0
株式等譲渡所得割交付金	358,046	0.3	202,632	0.2	△ 155,414	△ 43.4
法人事業税交付金	554,804	0.5	651,736	0.6	96,932	17.5
地方消費税交付金	5,862,127	5.5	6,125,009	6.1	262,882	4.5
ゴルフ場利用税交付金	40,386	0.0	42,752	0.0	2,366	5.9
環境性能割交付金	96,058	0.1	113,575	0.1	17,517	18.2
地方特例交付金	573,573	0.6	303,794	0.3	△ 269,779	△ 47.0
地方交付税	2,840,935	2.7	2,276,896	2.3	△ 564,039	△ 19.9
交通安全対策特別交付金	36,162	0.0	36,199	0.0	37	0.1
分担金及び負担金	516,480	0.5	539,833	0.5	23,353	4.5
使用料及び手数料	1,505,663	1.4	1,599,846	1.6	94,183	6.3
国庫支出金	24,994,618	23.5	22,466,049	22.3	△ 2,528,569	△ 10.1
県支出金	6,191,751	5.8	6,394,566	6.4	202,815	3.3
財産収入	295,774	0.3	860,618	0.9	564,844	191.0
寄附金	107,920	0.1	148,148	0.2	40,228	37.3
繰入金	846,424	0.8	2,538,936	2.5	1,692,512	200.0
繰越金	5,294,966	5.0	4,339,906	4.3	△ 955,060	△ 18.0
諸収入	3,622,834	3.4	4,376,456	4.4	753,622	20.8
市債	9,159,469	8.6	2,977,831	3.0	△ 6,181,638	△ 67.5
自動車取得税交付金	0	0.0	1,083	0.0	1,083	皆増
計	106,409,874	100.0	100,579,723	100.0	△ 5,830,151	△ 5.5

歳 出

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度		令和4年度		比較(4-3年度)	
	決算額	構成比	決算額 (見込)	構成比	増 減 額	増減率
議会費	398,525	0.4	411,413	0.4	12,888	3.2
総務費	9,596,325	9.4	9,579,867	10.0	△ 16,458	△ 0.2
民生費	45,855,011	44.9	44,528,169	46.3	△ 1,326,842	△ 2.9
衛生費	8,732,073	8.6	8,999,415	9.4	267,342	3.1
労働費	328,087	0.3	328,957	0.3	870	0.3
農林水産業費	879,390	0.9	903,667	0.9	24,277	2.8
商工費	2,489,966	2.4	3,212,158	3.3	722,192	29.0
土木費	13,964,580	13.7	9,290,374	9.7	△ 4,674,206	△ 33.5
消防費	3,163,206	3.1	3,267,850	3.4	104,644	3.3
教育費	10,844,240	10.6	9,446,944	9.8	△ 1,397,296	△ 12.9
公債費	5,818,565	5.7	6,301,409	6.5	482,844	8.3
諸支出金	—	—	—	—	—	—
災害復旧費	—	—	—	—	—	—
計	102,069,968	100.0	96,270,223	100.0	△ 5,799,745	△ 5.7

(3) 一般会計経費別決算額

(単位：千円、%)

区 分		令和3年度		令和4年度		比較(4-3年度)	
		決算額	構成比	決算額 (見込)	構成比	増減額	増減率
義務的経費	人件費	16,278,461	15.9	16,554,521	17.2	276,060	1.7
	扶助費	31,212,906	30.6	27,889,088	29.0	△ 3,323,818	△ 10.6
	公債費	5,818,565	5.7	6,301,409	6.5	482,844	8.3
	計	53,309,932	52.2	50,745,018	52.7	△ 2,564,914	△ 4.8
投資的経費	普通建設事業費	11,933,783	11.7	5,672,742	5.9	△ 6,261,041	△ 52.5
	災害復旧事業費	—	—	—	—	—	—
	計	11,933,783	11.7	5,672,742	5.9	△ 6,261,041	△ 52.5
その他	物件費	14,311,505	14.0	16,161,642	16.8	1,850,137	12.9
	補助費等	7,366,676	7.2	8,899,060	9.2	1,532,384	20.8
	維持補修費	992,353	1.0	1,427,246	1.5	434,893	43.8
	繰出金	8,223,018	8.1	8,383,444	8.7	160,426	2.0
	積立金	3,481,207	3.4	2,390,202	2.5	△ 1,091,005	△ 31.3
	投資及び出資金	640,804	0.6	491,229	0.5	△ 149,575	△ 23.3
	貸付金	1,810,690	1.8	2,099,640	2.2	288,950	16.0
	計	36,826,253	36.1	39,852,463	41.4	3,026,210	8.2
合 計	102,069,968	100.0	96,270,223	100.0	△ 5,799,745	△ 5.7	

(4) 公営企業会計決算額

(単位：千円)

病院事業会計	収入決算額		支出決算額	
	令和3年度	令和4年度 (見込)	令和3年度	令和4年度 (見込)
収益的収支	17,359,035	16,034,674	14,969,912	15,440,579
資本的収支	497,903	1,501,920	1,033,392	2,917,040

下水道事業会計	収入決算額		支出決算額	
	令和3年度	令和4年度 (見込)	令和3年度	令和4年度 (見込)
収益的収支	7,931,368	8,096,517	7,276,761	7,622,877
資本的収支	3,991,838	3,428,182	6,415,125	5,780,245

3 市債現在高

令和5年5月31日現在（単位：千円）

区 分	前年度末 現在高	決算年度中増減額		決算年度末 現在高	
		決算年度中 借入額	決算年度中 元金償還額		
一 般 会 計	普通債	35,055,696	2,038,200	3,798,977	33,294,919
	総務	4,315,093	99,100	441,243	3,972,950
	民生	1,421,083	13,100	181,062	1,253,121
	衛生	4,265,556	65,000	707,255	3,623,301
	農林水産	366,315	37,800	56,469	347,646
	土木	11,835,217	703,600	1,207,112	11,331,705
	住宅	1,187,998		156,002	1,031,996
	消防	1,977,113	96,100	196,853	1,876,360
	教育	9,687,321	1,023,500	852,981	9,857,840
	災害復旧債	196,918		28,396	168,522
	その他	23,251,278	939,631	2,250,552	21,940,357
	減収補てん債	268,400		29,798	238,602
	減税補てん債	481,185		164,037	317,148
	臨時財政対策債	22,501,693	939,631	2,056,717	21,384,607
小計	58,503,892	2,977,831	6,077,925	55,403,798	
公 営 企 業 会 計	病院	11,836,459	1,161,600	1,189,162	11,808,897
	下水道	34,302,688	2,163,100	3,269,714	33,196,074
	小計	46,139,147	3,324,700	4,458,876	45,004,971
合 計	104,643,039	6,302,531	10,536,801	100,408,769	

※千円未満の端数処理を行っているため、合計が合わないことがあります。

4 市債現在高（利率別）

令和5年5月31日現在（単位：千円）

一般会計

区分	4年度末 現在高	借入利率別内訳					
		2.0%以下	2.5%以下	3.0%以下	3.5%以下	4.0%以下	4.0%超
政府資金	24,958,214	24,690,966	267,248				
内訳	財政融資	23,700,431	23,433,183	267,248			
	簡保	603,504	603,504				
	郵貯	654,279	654,279				
県貸付金	2,874,939	2,866,143	1,233		7,563		
市内金融機関	12,060,579	12,060,579					
地方公共団体金融機構	8,599,517	8,545,338	54,179				
共済等	6,910,549	6,910,549					
計	55,403,798	55,073,575	322,660		7,563		

病院事業会計

区分	4年度末 現在高	借入利率別内訳					
		2.0%以下	2.5%以下	3.0%以下	3.5%以下	4.0%以下	4.0%超
財政融資							
市内金融機関	101,872	101,872					
地方公共団体金融機構	10,953,125	10,953,125					
その他金融機関	753,900	753,900					
計	11,808,897	11,808,897					

下水道事業会計

区分	4年度末 現在高	借入利率別内訳						
		2.0%以下	2.5%以下	3.0%以下	3.5%以下	4.0%以下	4.0%超	
政府資金	12,575,002	6,542,824	4,456,318	532,077	446,218	310,982	286,583	
内訳	財政融資	5,449,652	2,492,320	1,381,472	532,077	446,218	310,982	286,583
	簡保	7,125,350	4,050,504	3,074,846				
県貸付金	546,202	267,499	236,755	41,948				
市内金融機関	1,560,606	1,560,606						
地方公共団体金融機構	17,914,264	15,406,992	2,266,214	129,490	111,568			
その他金融機関	600,000	600,000						
計	33,196,074	24,377,921	6,959,287	703,515	557,786	310,982	286,583	

※千円未満の端数処理を行っているため、合計が合わないことがあります。

第4章 市税

納税課・市民税課・固定資産税課

1 市税

(1) 令和4年度市税収入状況（決算見込）

（単位 千円）

区分		納税義務者数 (人)	予算額	調定額	収入額	徴収率 (%)
市民税		136,735	18,184,321	18,808,817	18,642,170	99.11
内 訳	個人	129,955	15,541,462	15,916,289	15,751,182	98.96
	法人	6,780	2,642,859	2,892,528	2,890,988	99.95
固定資産税		97,080	19,768,993	19,859,542	19,798,750	99.69
内 訳	土地家屋	94,388	16,456,416	16,523,790	16,463,970	99.64
	償却資産	2,680	3,241,639	3,264,803	3,263,831	99.97
	交付金	12	70,938	70,949	70,949	100.00
軽自動車税		80,192	554,886	545,518	538,583	98.73
内 訳	種別割	80,192	510,149	514,245	507,310	98.65
	環境性能割	-	44,737	31,273	31,273	100.00
市たばこ税		-	1,881,668	1,897,162	1,897,162	100.00
特別土地保有税		-	0	0	0	-
都市計画税		86,222	2,645,561	2,661,628	2,651,286	99.61
現年課税分計		-	43,035,429	43,772,667	43,527,951	99.44
滞納繰越分		-	289,998	830,737	259,516	31.24
市税合計		-	43,325,427	44,603,404	43,787,467	98.17

(2) 市税調定（現年課税分）の前年対比率

区分	3年度		4年度	
	構成 割合	調定額 伸率	構成 割合	調定額 伸率
市民税	43.2 %	△3.0 %	43.0 %	2.2 %
個人	36.4	△3.0	36.4	2.7
法人	6.8	△3.1	6.6	△0.5
固定資産税	45.3	△1.9	45.4	2.8
土地家屋	37.8	△1.5	37.7	2.5
償却資産	7.3	△3.9	7.5	4.5
交付金	0.2	△2.7	0.2	3.7
軽自動車税	1.2	3.9	1.2	5.9
種別割	1.2	3.8	1.1	3.8
環境性能割	0	7.7	0.1	58.3
市たばこ税	4.2	7.6	4.3	5.8
特別土地保有税	0.0	-	0.0	-
都市計画税	6.1	△1.6	6.1	2.1
計	100.0	△1.9	100.0	2.7

(3) 市税の負担状況

区 分	3年度	4年度
1 世帯当たりの額	374,711 円	378,804 円
伸び率	△1.6 %	1.1 %
市民1人当たりの額	165,692 円	169,863 円
伸び率	△2.0 %	2.5 %

現年課税分調定決算見込額（令和4年度）

世帯数または人口（令和5年4月1日現在）

(4) 市税の徴収に要する経費に関する調べ

区 分		3年度	4年度
税収入額	1 市税	42,692,869 千円	43,787,467 千円
	2 個人の県民税	10,325,245	10,601,864
	3 合 計	53,018,114	54,389,331
徴 税 費	4 人件費	592,584	610,157
	5 需用費	43,405	41,874
	6 諸費	0	0
	7 その他	198,913	327,978
8 合 計	834,902	980,009	
個人県民税 徴収取扱費	9 合 計	413,069	419,536
税収入額に対 する徴税費の 割合	10 ⑧÷③	1.6 %	1.8 %
	11 (⑧-⑨) ÷ ①	1.0	1.3
徴税職員数	徴税職員	78 人	79 人
	その他の職員	0	0

2 市民税

(1) 市民税調定額及び納税者の調べ（現年課税分）

区 分		令和3年度				令和4年度			
		普通徴収分		特別徴収分		普通徴収分		特別徴収分	
		納税者数	調定額	納税者数	調定額	納税者数	調定額	納税者数	調定額
個 納税者	均等割のみ	人 634	千円	人 5,210	千円	人 626	千円	人 5,235	千円
	均等割・所得割	19,648		103,346		20,060		104,034	
	計	20,282	3,050,779	108,556	12,326,724	20,686	3,325,422	109,269	12,470,214
人 納税者1人当たり課税額	119,355円				121,547円				
法 納税者	区 分	納税者数		割合		納税者数		割合	
	均等割のみ	社 3,878		% 58.0		社 3,877		% 57.2	
	法人税割のみ	-				-			
	均等割・法人税割	2,810		42.0		2,903		42.8	
	計	6,688				6,780			
人 納税者	区 分	納税者数		調定額		納税者数		調定額	
	均等割額	社 6,688		千円 762,705)		千円 782,838	
	法人税割額	2,810		2,143,154		2,903		2,109,690	
	計	-		2,905,859		-		2,892,528	
	1社当たり課税額	434,488円				426,627円			

4年度（決算見込）

(2) 課税標準額段階別所得区分総所得金額等（令和5年度当初課税）

課税標準の段階	給与所得者		営業等所得者		農業所得者		その他の所得者		分離課税をした者		合計	
	納税義務者数	総所得金額等 千円	納税義務者数	総所得金額等 千円	納税義務者数	総所得金額等 千円	納税義務者数	総所得金額等 千円	納税義務者数	総所得金額等 千円	納税義務者数	総所得金額等 千円
10万円以下の金額	3,011	1,917,611	204	194,812	8	7,904	1,114	1,021,442	332	106,875	4,669	3,248,644
10万円を超え 100万円以下	23,637	34,485,719	1,308	2,054,673	23	39,626	12,426	17,888,554	289	450,215	37,683	54,918,787
100万円 " 200万円 "	29,644	77,187,563	1,019	2,742,774	12	34,443	4,160	10,068,930	281	740,498	35,116	90,774,208
200万円 " 300万円 "	19,481	75,103,778	652	2,522,595	9	31,927	1,133	4,119,921	192	748,494	21,467	82,526,715
300万円 " 400万円 "	10,216	52,963,667	356	1,724,758	2	10,981	465	2,241,581	139	694,142	11,178	57,635,129
400万円 " 550万円 "	7,538	50,115,673	274	1,722,611	1	5,910	305	1,865,182	145	923,453	8,263	54,632,829
550万円 " 700万円 "	2,593	21,648,024	120	949,130	0	0	154	1,189,638	93	752,037	2,960	24,538,829
700万円 " 1,000万円 "	2,012	21,177,672	100	1,020,065	1	8,516	169	1,655,487	99	1,028,345	2,381	24,890,085
1,000万円を超える金額	1,415	27,617,476	149	3,745,419	0	0	188	3,433,880	153	3,419,402	1,905	38,216,177
合計	99,547	362,217,183	4,182	16,676,837	56	139,307	20,114	43,484,615	1,723	8,863,461	125,622	431,381,403

「市町村税課税状況等の調」から引用

(3) 所得者区分別所得割額等(令和5年度当初課税)

所有者区分	納税義務者数 人	構成比 %	総所得金額等 千円	所得控除額 千円	課税標準額 千円	算出税額 千円	税額 控除額等 千円	所得割額 千円
給与所得者	99,547	79.24	362,217,183	129,851,780	232,365,403	13,937,723	1,061,873	12,875,850
営業等所得者	4,182	3.33	16,676,837	5,394,025	11,282,812	676,795	52,747	624,048
農業所得者	56	0.04	139,307	66,641	72,666	4,357	224	4,133
その他の所得者	20,114	16.01	43,484,615	20,216,837	23,267,778	1,395,247	91,532	1,303,715
分離課税をした者	1,723	1.37	8,863,461	2,333,186	22,802,176	883,625	69,417	814,208
計	125,622	100.0	431,381,403	157,862,469	289,790,835	16,897,747	1,275,793	15,621,954

「市町村税課税状況等の調」から引用

3 諸税

(1) 軽自動車税（種別割）

ア 調定状況（現年課税分）

区 分		令和3年度		令和4年度		
		課税台数	調定額 円	課税台数	調定額 円	
原動機付 自転車	第一種（50cc以下）	15,377	31,320,100	14,804	30,167,300	
	第二種（51～90cc以下）	1,055	2,110,000	1,064	2,128,000	
	第二種（91～125cc以下）	6,290	15,096,000	6,637	15,928,800	
	小 計	22,722	48,526,100	22,505	48,224,100	
小型特殊自 動車	農耕作業用のもの	1,602	3,844,800	1,597	3,832,800	
	その他のもの	331	1,952,900	325	1,917,500	
	小 計	1,933	5,797,700	1,922	5,750,300	
軽自動車	二 輪	4,424	15,926,400	4,591	16,527,600	
	三 輪	2	9,200	2	9,200	
	四 輪	貨物用	10,430	51,053,800	10,324	51,209,100
		乗 用	35,984	348,945,000	36,371	365,662,800
	小 計	50,840	415,934,400	51,288	433,408,700	
二輪の小型自動車		4,167	25,002,000	4,477	26,862,000	
合 計		79,662	495,260,200	80,192	514,245,100	

4年度（決算見込）

イ 異動台数

年度	区分	原動機付自転車			小型特殊車		軽自動車				二輪の 小 型 自動車
		第一種 (50cc 以下)	第二種 (51～ 90cc)	第二種 (91～ 125cc)	農耕用	その他	二 輪	三 輪	四 輪		
									貨物	乗用	
3	登録	2,243	211	1,351	140	28	1,064	0	2,429	9,888	1,387
	廃車	2,788	197	984	124	19	893	0	2,508	9,426	1,173
4	登録	2,348	213	1,346	129	24	937	0	2,556	9,494	1,707
	廃車	2,769	183	1,076	129	19	792	0	2,414	9,009	1,354

(注) ミニカーは、原動機付自転車（50CC以下）に含む。

(注) ご当地ナンバー含む

(2) 軽自動車税（環境性能割）

ア 調定状況（現年課税分）

月	令和3年度		令和4年度	
	台数（台）	払込額（円）	台数（台）	払込額（円）
4	109	1,778,100	143	3,150,600
5	151	2,530,000	174	3,813,600
6	89	1,504,500	105	2,294,100
7	78	1,274,800	120	2,244,200
8	84	1,376,900	135	2,752,200
9	76	1,285,900	145	2,996,100
10	94	1,596,500	85	1,856,900
11	111	1,821,300	119	2,566,400
12	83	1,394,600	125	2,758,700
1	88	1,497,400	112	2,322,100
2	81	1,340,100	89	2,014,400
3	127	2,352,200	104	2,503,700
計	1,171	19,752,300	1,456	31,273,000

(3) 市たばこ税

区 分		4 年度
売渡し本数		289,554,648本
税 率		6,552円 / 1,000本
税 額		1,897,162,046円
1か月平均税額		158,096,837円
伸 率	売渡し本数	1.9%
	税 額	5.8%

4 固定資産税

(1) 調定状況（現年課税分）

区		分	3 年 度	4 年 度
純 固 定 資 産 税	課税標準額（円）	土地	618,931,073,000	620,635,109,000
		家屋	545,346,598,000	583,852,472,000
		償却資産	223,094,302,000	233,196,303,000
		計	1,387,371,973,000	1,437,683,884,000
	調定額（円）	土地	8,631,790,150	8,643,047,800
		家屋	7,487,749,050	7,880,741,900
		償却資産	3,123,331,500	3,264,802,700
		計	19,242,870,700	19,788,592,400
	納税者（人）	土地・家屋	93,978	94,388
		償却資産	2,352	2,680
		計	96,330	97,068
	交付金	調定額（円）	交付金	68,433,700
計			68,433,700	70,949,400
固定資産税調定額（円）			19,311,304,400	19,859,541,800

注：4年度は決算見込み

(2) 土地（法定免税点以上）

区	分	地積 A (㎡)	決定価格 B (千円)	筆 数	㎡当たり 平均価格 B/A
4 年度	一般田	6,940,473	784,669	10,549	113
	勧告遊休田	7,163	1,537	10	215
	介在田・市街化田	208,677	8,251,298	819	39,541
	一般畑	7,295,905	561,940	13,656	77
	勧告遊休畑	6,577	1,009	19	153
	介在畑・市街化畑	503,127	26,512,612	1,737	52,696
	宅 地	22,660,592	1,617,199,650	129,432	71,366
	一般山林	3,472,445	135,567	3,062	39
	介在山林	92,613	169,719	263	1,833
	原 野	105,199	4,687	54	45
	雑種地	3,607,555	82,743,927	10,173	22,936
計	44,900,326	1,736,366,615	169,774	38,672	
5 年度	一般田	6,924,836	782,949	10,530	113
	勧告遊休田	7,163	1,537	10	215
	介在田・市街化田	203,974	8,128,208	800	39,849
	一般畑	7,219,510	555,779	13,538	77
	勧告遊休畑	6,577	1,009	19	153
	介在畑・市街化畑	519,340	27,309,148	1,751	52,584
	宅 地	22,683,752	1,616,408,032	130,029	71,258
	一般山林	3,474,941	135,666	3,064	39
	介在山林	92,690	167,886	265	1,811
	原 野	105,199	4,687	54	45
	雑種地	3,634,925	81,888,458	10,183	22,528
計	44,872,907	1,735,383,359	170,243	38,673	

注：「固定資産概要調書」より

(3) 家屋（法定免税点以上）

区	分	棟数	床面積 A (㎡)	決定価格 B (千円)	㎡当りの平均価格B/A (円)	
4年度	木造	専用住宅	52,874	5,609,678	182,437,182	32,522
		併用住宅	1,953	245,590	4,092,310	16,663
		附属家	3,217	125,911	612,725	4,866
		アパート	2,593	548,393	17,772,653	32,409
		事務所・銀行 店舗	768	76,459	2,009,607	26,283
		工場・倉庫	400	50,909	380,622	7,477
		その他	147	12,990	433,626	33,382
		計	61,952	6,669,930	207,738,725	31,146
	非木造	住宅・アパート	11,710	3,643,886	191,936,840	52,674
		その他	7,353	4,191,483	183,595,860	43,802
計		19,063	7,835,369	375,532,700	47,928	
合	計	81,015	14,505,299	583,271,425	40,211	
5年度	木造	専用住宅	53,268	5,656,165	189,204,036	33,451
		併用住宅	1,914	242,151	4,174,186	17,238
		附属家	3,124	123,037	616,423	5,010
		アパート	2,596	554,502	18,651,064	33,636
		事務所・銀行 店舗	770	77,253	2,107,134	27,276
		工場・倉庫	398	50,405	416,515	8,263
		その他	147	13,162	464,789	35,313
		計	62,217	6,716,675	215,634,147	32,104
	非木造	住宅・アパート	11,760	3,657,919	195,281,421	53,386
		その他	7,327	4,340,411	198,862,803	45,817
計		19,087	7,998,330	394,144,224	49,278	
合	計	81,304	14,715,005	609,778,371	41,439	

注：「固定資産概要調書」より

(4) 償却資産（法定免税点以上）

区 分		課 税 標 準 額 (千円)		
		4 年 度	5 年 度	
市長が価格等を決定したものの	構 築 物	個 人	2,019,599	2,177,341
		法 人	53,819,402	58,326,797
		計	55,839,001	60,504,138
	機 械 及 び 装 置	個 人	291,065	291,613
		法 人	88,791,956	85,298,167
		計	89,083,021	85,589,780
	船 舶	個 人	0	2,336
		法 人	142,984	187,992
		計	142,984	190,328
	航 空 機	個 人	0	0
		法 人	0	0
		計	0	0
	車 両 及 び 運 搬 具	個 人	1,385	225
		法 人	1,179,379	1,144,245
		計	1,180,764	1,144,470
工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	個 人	547,368	582,381	
	法 人	35,539,005	35,852,750	
	計	36,086,373	36,435,131	
小 計	個 人	2,859,417	3,053,896	
	法 人	179,472,726	180,809,951	
	計	182,332,143	183,863,847	
法 第 三 百 八 十 九 条 関 係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	個 人	0	0
		法 人	48,357,432	49,191,540
		計	48,357,432	49,191,540
	県知事が価格等を決定し配分したもの	個 人	0	0
		法 人	881,345	731,080
		計	881,345	731,080
	小 計	個 人	0	0
		法 人	49,238,777	49,922,620
		計	49,238,777	49,922,620
法第743条第1項の規定により 県知事が価格等を決定したもの			0	0
合 計	個 人	2,859,417	3,053,896	
	法 人	228,711,503	230,732,571	
	計	231,570,920	233,786,467	

注：「固定資産概要調書」より

第5章 財産管理

資産経営課、庁舎管理課

第1節 市有財産

市有財産（土地・建物等）は行政財産と普通財産に分類しており、行政財産の管理に関する事務は、使用又は所管する課の長が分掌している。行政財産とは、市有財産のうち市が公用（公用財産）又は公共用（公共用財産）に供し、又は供することを決定した財産で、公用財産には市庁舎、消防庁舎などの施設があり、公共用財産には学校、公営（市営）住宅、公園、公民館、幼稚園、保育園、福祉会館、図書館、博物館などの施設がある。

普通財産の管理に関する事務は、資産経営課長が分掌している。普通財産とは、行政財産以外は一切の市有財産で、貸付地、貸付建物、空地などがある。

これらの他に有価証券（株券）、出資による権利、基金などがある。

市有財産管理に関する必要事項については、平塚市市有財産規則に基づき運用している。

市有財産状況

(単位 m²)

区分	土地（地積）	建 物			
		木造（延面積）	非木造（延面積）	延面積計	
公用財産	市庁舎	28,059.50	6.62	40,875.71	40,882.33
	消防施設	13,694.91	0.00	8,668.09	8,668.09
	その他の施設	10,547.32	354.58	2,361.67	2,716.25
公共用財産	学校	812,490.68	1,485.37	319,448.14	320,933.51
	公営住宅	88,723.58	903.21	72,527.22	73,430.43
	公園	695,691.71	510.57	65,494.31	66,004.88
	その他の施設	562,852.82	1,899.87	124,720.56	126,620.43
行政財産計		2,212,060.52	5,160.22	634,095.70	639,255.92
普通財産計		217,228.65	388.85	65,664.09	66,052.94
合 計		2,429,289.17	5,549.07	699,759.79	705,308.86

(単位 千円)

有価証券	出資による 権 利	基金		
142,570	1,006,549	財政調整基金	現金	7,741,537
		河口対策事業基金	現金	44,555
		〃	債券	449,821
		国民健康保険基金	現金	330,047
		競輪事業基金	現金	1,586,476
		競輪場施設整備基金	現金	1,296,591
		庁舎建設基金	現金	489,890
		みどり基金	現金	138,810
		〃	債券	1,189,190
		下水道事業環境整備基金	現金	12,003
		〃	債券	149,704
		文化振興基金	現金	31,977
		介護保険給付費支払準備基金	現金	1,510,023
		公共施設整備保全基金	現金	5,012,055
		子ども・子育て基金	現金	1,076,933
		協働のまちづくり基金	現金	19,769
森林環境譲与税基金	現金	32,004		

第2節 車両管理

本市では、庁用自動車を集中的に管理しており、修理、定期点検整備、各種自動車保険への加入、また、事故防止のための安全運転指導を行うなど、効率的な管理に努めている。

1 車両状況

(単位 台)

区分	計	市長室	企画政策部	総務部	産業振興部	公営事業部	市民部	福祉部	健康・こども部	環境部	まちづくり政策部	都市整備部	土木部	教育委員会	消防	市民病院
乗用関係車	9	1		4								1		1		2
バス	2			1											1	
清掃関係車	58									55		2	1			
衛生関係車	4									3			1			
建設関係車	22												22			
消防関係車	67														66	1
用車	133		1	33	10	1		12	14	7	4	13	16	20	2	
その他	7	3												2	1	1
計	302	4	1	38	10	1	0	12	14	65	4	16	40	23	70	4

注：ほかに原動機付自転車21台、共用自転車17台

2 安全運転対策

庁用自動車の安全運転管理体制として、道路交通法第74条の3の規定に基づく正副安全運転管理者を設け、交通事故の防止に努めている。また、交通事故の処理については、損害賠償及び求償の履行方法等の調査、審議を行う「庁用自動車損害賠償等審査委員会」を設置し、適正かつ円滑に処理している。

なお、安全運転対策としては、次の諸施策を実施している。

- (1) 運行前点検の実施、運転日誌記載の励行
- (2) 安全運転推進と事故防止を目的とした安全運転研修会
- (3) OD式安全性テスト診断
- (4) 事故を起こした職員を対象とした運転適性検査
- (5) 安全運転管理に関する広報、伝達
- (6) 事故防止対策会議
- (7) アルコール検知器による検査
- (8) 安全運転に関する実技研修会
- (9) ドライブレコーダーの設置及び記録画像による各種検証

第3節 市庁舎

昭和39年11月9日に旧本庁舎、消防庁舎を開設し、昭和42年6月に附属庁舎として車両センターを開設した。その後、行政需要の増大に伴い庁舎の狭あい化が進んだため、昭和52年10月に新館（本館建設に伴い平成26年6月から名称を「別館」に変更）を開設した。

本館は、耐震性の確保、庁舎の狭あい化や窓口の分散化の解消、市民サービスの向上などを目的に、平成23年度から建設工事に着手し、平成26年5月21日の1期工事完成を経て、平成29年12月28日に全体が完成した。

1 庁舎の概要

(1) 本館（地上8階、地下2階）

ア 敷地面積	16,403.28 m ²
イ 建物延床面積	33,392.62 m ²
ウ 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造（ラーメン構造）、免震構造
エ 基礎	ベタ基礎
オ 電気設備	受変電設備、自家発電設備、直流電源装置、各照明設備、電気時計、火災報知設備、放送無線、中央監視装置、雷保護設備、議員出退表示設備、コージェネレーション設備
カ 給排水衛生設備	受水槽、冷却塔、雑用水槽、消火水槽、加湿・冷却塔用水槽、各階給湯室、各階洗面所、消火栓
キ 空気調和換気設備	遠心冷凍機、吸収式冷温水機、AHU、FCU、チラーユニット、パッケージ型空気調和機、ウォールスルー、全熱交換機、加湿器、送風機

- ク エレベーター設備 乗用エレベーター6基、エスカレーター2基（上り1基、下り1基）
- ケ 電話設備 デジタル交換機
- コ 附帯設備 地下灯油タンク（45,000ℓ 1基）

(2) 別館（地上3階）

- ア 敷地面積 4,380.20 m²
- イ 建物延床面積 5,165.70 m²
- ウ 構造 鉄筋コンクリート造（ラーメン構造）
- エ 基礎 独立基礎

2 保守管理の委託状況

市庁舎の清掃、冷暖房機械の運転・保守管理等については、管理上の適正化、人事管理の合理化運営、管理経費の効率化から業者に委託している。

第6章 出納・物品

契約検査課、会計課

第1節 出納の概況

本市における出納事務は、昭和61年度から一部電算化、平成11年度から財務会計システム導入、また、平成12年9月から公共料金の口座自動振替払を取り入れ、事務の合理化を図っている。この公金の出納事務を取り扱う指定金融機関及び出納取扱金融機関は、横浜銀行・スルガ銀行・平塚信用金庫の順に1年交替制をとっており、令和4年度は6月までは横浜銀行が、7月からはスルガ銀行が担当している。この担当金融機関が開設する市役所派出所における出納事務については、午前9時から午後4時まで行っている。また、市税等の収納事務を取り扱う指定代理金融機関を11行(指定金融機関として非当番の2行を含む)、収納代理金融機関を6行指定し、市民の利便性の向上を図っている。

物品の出納については、共通物品(16品目)を指定し、これらの一括購入によって経費の節減に努め、払い出しは原則として第2・第4水曜日の午前9時30分から午前11時までと限って計画的に行っている。また、備品については財務会計システムによる備品台帳管理を行い、事務の効率化を図っている。

出納事務取扱件数 (単位 件)

区分 年度	収入原符 (収入件数)	支 出 命 令 書				
		口座振込	払込	郵便振替	小切手払	窓口払
3	1,487,317	55,792	2,408	0	0	1,037
4	1,506,145	56,130	2,444	0	0	1,147

第2節 物品購入及び契約

1 契 約

(1) 物品関係等入札参加登録業者の資格審査、物品購入契約

登録業者数

	計	市内	市外
令和4年4月1日現在 ※一般委託・物品の延べ件数	6,990 社	459 社	6,531 社

※一般委託・物品の両方に登録している業者は、財務会計システムの統計データ上、それぞれ1件として集計する。

物品購入取扱実績

契約依頼数	総数	契約総額
983 件	1,408 件	893,739 千円

第7章 工事検査

契約検査課

本市が発注した建設工事が、設計のとおり適正に施工されたか検査をしている。令和4年度の完成検査、出来高検査及び中間技術検査の結果は、適正に施工されていた。

1 検査状況

部課名 金額(万円)	種別	産業 振興部	都市整備部			土木部			教育 委員会	計
		農水産 課	みどり公 園・水辺 課	建築 住宅課	都市整 備課	道路 管理課	道路 整備課	下水道 整備課	教育 施設課	
以上～未満 130 ～ 500	完 成	1	1	6		1		3	1	13
	出来高									
	中 間									
500 ～ 1000	完 成	3	2	5			4	2	1	17
	出来高									
	中 間									
1000 ～ 3000	完 成	2	3	11		2	13	5	10	46
	出来高									
	中 間									
3000 ～ 17000	完 成		1	7			3	5	17	33
	出来高			1						1
	中 間			1			1	1		3
17000 ～	完 成			1				1		2
	出来高			1				3		4
	中 間							2		2
計	完 成	6	7	30		3	20	16	29	111
	出来高			2				3		5
	中 間			1			1	3		5
									合計	121

第8章 人事・福利厚生

職員課

第1節 職員の定数

1 職員の定数と現員		令和5年4月1日現在	
部 局 別	定数 (人)	現員 (人)	
市長の事務部局の職員	1,287	1,196	
議会の事務部局の職員	17	12	
選挙管理委員会の事務部局の職員	8	8	
監査委員の事務部局の職員	9	9	
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	340	263	
農業委員会の事務部局の職員	9	7	
消防職員	消 防 吏 員	287	264
	一 般 職 員	3	2
市民病院の職員	815	667	
計	2,775	2,428	

※休職者及び育児休業をしている者並びに消防吏員のうち初任の教育中の者及び国に派遣中の者は、定数外扱いとしている。

第2節 職員研修

1 研修の動向

職員研修は、分権時代を担う自律的な人材を育成することを目的とし、職員が持つ創造性や自主性等を十分にいかしつつ、管理職員のマネジメント能力及び政策立案能力の向上を図ることを重点に実施してきた。

令和4年度は「平塚市職員育成基本方針」に基づき、「市民と共に考え、何事にもチャレンジする職員」の育成を目指し、これまで以上に職員の持つ創造的かつ個性的な能力を引き出し、「自分磨きは自分で」を基本姿勢として、集合研修、職場研修、派遣研修及び自己啓発研修の4つのカテゴリーに位置付け、研修を実施した。

集合研修では、感染症予防に留意しつつ、アフターコロナを意識し、規模を縮小して実施していた研修を概ね、感染拡大前の水準まで戻して実施した。また、令和2年度より取り入れているオンライン研修を令和4年度も同様に実施し、新しい生活様式への対応とワーク・ライフ・バランスの推進を念頭に継続して取り入れている。

派遣研修では、各行政分野における事務事業の専門化に対応するため、各種研修専門機関等への派遣を通じて業務遂行能力等の強化を図った。

自己啓発支援では、職員の能力開発の基本と考え、学ぶ時間と場所を自由に選択しやすいeラーニング講座を実施した。

2 研修実施結果

(1) 集合研修

ア 基本研修

研修講座名	主な対象者	日数	人数	主な実施内容
新採用職員研修	令和4年4月1日付け 及び令和3年10月1日 付け採用職員	13	38	ビジネスマナー、市の概要、服務、 福祉体験など（4月、6日間） メンタルヘルス、各部の業務など （6月、2日間） 採用から現在までの振り返り、各 部の業務など（9月、3日間） 地方自治法、地方公務員法 （12月、1日間） フォローアップ（3月、1日間）
	令和4年10月1日付け 採用職員	2	2	市の概要、服務など
採用2年目職員研修	採用後2年目の職員	2	37	民法、タイムマネジメント
採用3年目職員研修	採用後3年目の職員		31	行政法、説明力強化
採用4年目職員研修	採用後4年目の職員		36	政策法務、企画力・業務改善
採用5年目職員研修	採用後5年目の職員		57	キャリアデザイン、行革・総合計 画

イ 昇格後研修

研修講座名	主な対象者	日数	人数	主な実施内容
主任研修	令和4年度に昇格した 職員	1	40	政策立案・形成
主査4級研修			38	OJT指導
主査5級研修			41	プレマネジメント

ウ 管理職研修

研修講座名	主な対象者	日数	人数	主な実施内容
新任課長研修	令和4年度に昇格した 職員	1	16	課長職のマネジメントと職場の活 性化
新任担当長研修		2	20	地方自治体職員のマネジメント
管理者セミナー	部長級及び課長級の 職員	1	87	自治体BPRの進め方とポイント

エ 能力開発研修

研修講座名	主な対象者	日数	人数	主な実施内容
会議能力向上	採用5年目から主査5級までの希望者	1	9	会議能力向上のための知識(オンライン)
客観的数値から課題を見つける統計基礎研修	主任以上の希望者	1	35	客観的データから現状を把握する統計知識
公共マーケティング研修	主任以上の希望者	1	22	アンケートの調査票の設計から集計結果の分析・活用のための基礎知識

オ 行政基本講座

研修講座名	主な対象者	日数	人数	主な実施内容
災害対応基礎知識	主事から主査までの希望者	1	32	災害対応に関する基本的な知識
契約の基礎知識	採用1年目から主任までの希望者	1	32	契約に関する基本的な知識
会計の基礎知識	採用1年目から主任までの希望者	1	33	会計に関する基本的な知識
税金の基礎知識	税金の基礎を必要とする希望者	1	42	税金に関する基本的な知識
財政の基礎知識	主任から主査までの希望者	1	37	財政に関する基本的な知識
法令の基本	採用1年目から主査までの希望者	1	21	法令に関する基本的な知識
はじめての法制執務	採用4年目から担当長までの希望者	1	16	法令執務に関する基本的な知識

カ 特別研修

研修講座名	主な対象者	日数	人数	主な実施内容
人事評価制度（評価者）	新たに評価者となった職員	1	17	評価者の役割と具体的な評価の方法
人事評価制度（被評価者）	令和4年4月1日付け及び令和4年10月1日付け採用職員並びに未受講者	1	34	人事評価制度と被評価者の役割
コンプライアンス研修	各課長	1	73	管理職という立場からのコンプライアンス遵守
業務改善研修	上半期の時間外勤務の月平均が45時間を超えた職員の在籍する担当長	1	33	BPRの考え方や、ICTを活用した業務改善の推進
ダイバーシティ研修	平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれの職員	1	40	「ダイバーシティ&インクルージョン」についての理解
女性職員キャリアデザイン座談会	令和4年度に主査5級に昇格した女性職員	1	17	女性職員に共通するキャリア課題についての理解
苦情とクレームの捉え方を変える接遇講座	主任から主査までの希望者	1	44	「苦情・クレーム」の捉え方を変える考え方の習得
再任用職員研修	再任用予定職員	1	27	再任用制度の意義と、自身に求められる役割についての理解
平塚市・茅ヶ崎市合同研修	採用1年目から5年目までの希望者	1	16	「苦情・クレーム」の捉え方を変える考え方の習得

(2) 派遣研修

自治大学校（3人）、市町村職員中央研修所（13人）、全国建設研修センター（4人）、国土交通大学校（1人）、国土交通省（1人）、神奈川県（2人）、後期高齢者医療広域連合（2人）、その他の機関（24人）

(3) 自己啓発研修

eラーニング受講者（31人）

第3節 福利厚生

職員及び家族の生活の安定や健康、福祉の向上を図ることを目的とした福利厚生事業を行った。

1 健康管理

職員及び家族の医療は、神奈川県市町村職員共済組合等の医療保険にて行われている。

職員の健康管理については、定期的に次のような集団健診等を行い、早期発見、早期治療及び疾病の予防に努めている。また、メンタルヘルス疾患に対応するため「心の健康診断（セルフチェック）」を実施し、個人の発症・再発予防や、職場環境の改善に努めている。また、メンタルヘルスの維持向上のため、適宜、セルフケア研修会を開催している。

健康診断等受検状況

種別	項目等	受検者数(人)
定期健康診断	診察、保健相談、身体測定、視力測定、聴力測定、尿検査、血圧測定、心電図、血液検査(肝・腎機能、貧血、脂質等)、胸部レントゲン検査、大腸がん検査(便潜血)	2,610
雇入時健康診断	新規採用職員対象(定期健康診断項目から大腸がん検査を除いて実施)	200
特別健康診断	有機溶剤業務・VDT作業・深夜業務・高気圧業務・放射線業務従事者等	712
消化器健康診断	胃部X線間接撮影(教育委員会の希望者のみ)	23
人間ドック	1日コース・1泊2日コース(35歳以上の希望者)	1,136
B型肝炎予防接種	B型肝炎ワクチン筋肉注射(特定職員)	149
破傷風予防接種	破傷風トキソイド筋肉注射(特定職員)	66
ストレスチェック	心の健康診断(セルフチェック)	2,498

※受検者数は、平塚市民病院職員、会計年度任用職員を含む延べ人数

2 福利厚生事業委託

(1) 委託先

定数条例で定められている職員等で構成する平塚市職員共済会に委託

(2) 令和4年度 of 主な委託事業内容

ア 厚生事業

総合健康診断(人間ドック)助成

イ 文化・体育事業

サークル活動助成

第9章 デジタル化

デジタル推進課

本市のデジタル化は、「平塚市デジタル化基本方針」に掲げる目指すまちの姿『デジタルの活用により、一人ひとりが安心して快適に暮らせるまち』の実現に向けて、デジタル化を展開する基本的な方向性として「暮らしのデジタル化」、「行政内部のデジタル化」、「情報セキュリティの確保」の3つの方針を定め取り組みを進めている。

1 デジタル化の推進

(1) 平塚市デジタル化基本方針

平成29年3月に「平塚市情報化基本方針」を策定し情報化を進めてきた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした「新たな日常」と「国による自治体のデジタル化に関する取組」への対応や「デジタル・トランスフォーメーション」に関する視点を基本方針に加味する必要が生じたことから、この「平塚市情報化基本方針」を全面的に見直し、令和3年5月新たに「平塚市デジタル化基本方針」を策定し、デジタル化を推進している。

【方針1】 暮らしのデジタル化

【方針2】 行政内部のデジタル化

【方針3】 情報セキュリティの確保

(2) 平塚市デジタル化基本方針【アクションプラン】

「平塚市デジタル化基本方針」に掲げる3つの展開方針に沿って、デジタル化を着実に進めるため、具体的な事業内容やスケジュールを整理し明らかにした「平塚市デジタル化基本方針【アクションプラン】」を策定し取り組んでいる。

2 暮らしのデジタル化

(1) ほっとメールひらつか

防犯情報や行方不明者情報、火災情報、地震風水害情報、警戒情報、子育て情報、光化学スモッグ情報などを、登録されたメールアドレスへ配信している。

(2) 市LINE公式アカウント

令和2年6月に市LINE公式アカウントを開設し、令和3年7月には、受信者側で受け取る情報を選択できるセグメント配信機能を追加して情報取得の利便性を高め、SNSを活用して幅広い年代に市のイベント情報や街の四季の風景、防災行政無線情報などを配信している。

(3) 公衆無線LAN

市民生活の利便性向上、経済活動の活性化及び災害発生時における比較的安定した通信手段の提供を目的として、平成30年から公衆無線LANを整備し、公共施設12か所でサービスを提供している。

(4) 公開型地理情報システム

平成30年3月から公開型地理情報システムに認定路線網図等、市が保有する地理情報を掲載しており、60種類の情報を公開している。このシステムは、市民や事業者が市役所に来庁

せずとも、パソコンやスマートフォンなどを利用して、いつでも、手軽に地理情報を入手できるようにするため、地図とそれに関連する地理情報をデータ化し、インターネット上に、視覚的に公開するものである。

(5) オープンデータ

平成27年12月1日に地域経済の活性化、行政の透明性・信頼性の向上、官民協働による公共サービスの実現に向けて、平塚市オープンデータの推進に関するガイドラインを策定し、データの整備を進めた。平成27年度には市ホームページにオープンデータライブラリを開設し避難所データ及びAED設置場所データを公開し、以降、順次、公開データの充実を図っており、28種類のデータを公開している。

(6) 公共施設予約システム

平成6年2月から「公共施設予約システム」を稼働している。このシステムは、スポーツ施設や文化施設の情報をコンピュータで集約し、利用申請手続きを統一して、一元的に行うことができるものである。午前6時から午後11時まで、インターネットで施設の抽選申し込みや抽選結果の確認、空き施設の予約照会ができ、また抽選で当選した施設や空き施設申込みで予約したスポーツ施設における利用料のオンライン決済が可能となっている。また、文化施設においては窓口でのキャッシュレス決済を行っている。

(7) 窓口手続きサービス

令和5年1月から窓口における手続きを、より分かりやすく、円滑にして、来庁者の負担を軽減することを目的に、「手続きナビ」、「申請書作成サポート」及び「ノーライト」の各システムを稼働している。

(手続きナビ)

自宅のパソコンやスマートフォンから、インターネット上で引っ越しや出産などのライフイベントに応じた手続きと、その申請書や持ち物を案内するサービス

(申請書作成サポート)

自宅のパソコンやスマートフォンから、インターネット上で申請書などが簡単に作成できるサービス

(ノーライト)

市役所窓口での各種手続きの申請書作成時に、マイナンバーカードに格納されている氏名や住所等の情報を専用端末で読み取り、自動で申請書を作成するサービス

3 行政内部のデジタル化

(1) 基幹情報システム

住民記録システム、税システム、国民健康保険システム、介護保険システム、児童手当システムなどの基幹情報システムの運用は、昭和41年の電子計算機導入に始まり、情報技術の進展に伴い、大型汎用コンピュータにより運用をしてきた。平成18年度からは、コスト削減と分散化による業務効率化を図るため、汎用コンピュータからオープンシステムに切り替える事業を進め、平成22年3月に汎用コンピュータをすべて撤去した。

定期的なネットワークやシステムの監視を行うなど適切なセキュリティ対策を実施し、引き

続きシステムの円滑な運用と適切な保守を行っていく。

(2) 庁内行政情報システム

平成 11 年度に財務会計システムを導入し、以来、グループウェア（電子メールやスケジュール管理などグループでの情報共有システム）、文書管理システム、庁内地理情報システム、庶務事務システムなどの庁内行政情報システムの整備・運用を行ってきた。平成 14 年度からは、順次職員へのパソコン配備を進め「一人 1 台体制」の整備と市庁舎及び市関係施設を繋ぐ庁内 LAN（イントラネット）の構築を行った。

令和 2 年度に、WEB 会議環境を整備し、非接触による会議を開催するとともに、テレワーク環境を整備し在宅勤務を実施するなど、デジタル技術を活用した業務の効率化等に取り組んでいる。

4 情報セキュリティの確保

(1) 情報セキュリティポリシー

本市が持つ情報資産をさまざまな脅威から保護するために、基本方針並びに対策基準で構成される平塚市情報セキュリティポリシーを平成 15 年 12 月に策定し、情報セキュリティを推進してきた。そして、社会保障・税番号制度の開始や標的型攻撃メールなど新たな脅威に対応するため、平成 27 年 11 月に平塚市情報セキュリティポリシーを全面改正し、情報セキュリティ対策の強化を図った。なお、この改正において、情報セキュリティに係る重要事項を決定する機関として副市長を委員長とする情報セキュリティ委員会を設置し、その下部に情報セキュリティの推進に係る事項を審議するための機関として、情報セキュリティ部会を設置した。また、令和 2 年 3 月に CSIRT（Computer Security Incident Response Team）を設置し、情報セキュリティインシデントの未然防止に取り組むとともに、インシデント発生の際には速やかに対処し、再発防止に努めている。

(2) 情報セキュリティ監査

平成 28 年度から全面改正した情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ内部監査を実施しており、令和 4 年度は 22 課の監査を実施した。

(3) ICT 部門における業務継続計画

大規模災害の発生時や感染症拡大時においても、必要な情報システムの稼働を確保することにより市民生活への影響を最小限に抑えることを目的に、ICT 部門における業務継続計画（ICT-BCP）を策定した。

この計画に基づき、情報システムの継続性の強化、適切な維持管理に取り組むとともに、災害時の適切な対応に向け、研修・訓練等を行っている。

第10章 情報公開・個人情報保護

市民情報・相談課

第1節 情報公開

市民参加による公正で開かれた市政の実現を目指すため、平成5年7月1日に施行した平塚市公文書公開条例を廃止し、新たに平成15年7月1日に平塚市情報公開条例を施行した。

本市における情報公開制度は、主として、行政文書の公開制度により構成しているが、これを補完する情報提供についても拡充に努めている。

なお、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、平塚市情報公開条例を改正し、非公開情報を見直すとともに、公開請求に係る手数料に関する規定等の整備を行った。

令和4年度における運用状況は次のとおりである。

1 行政文書公開請求・申出の状況

行政文書公開請求件数	任意的公開申出件数	合計
32件	46件	78件

2 行政文書公開請求・申出の実施機関別内訳

実施機関名	件数
市長	74 (44)
教育委員会	8 (4)
選挙管理委員会	0 (0)
公平委員会	0 (0)
監査委員	1 (0)
農業委員会	0 (0)
固定資産評価審査委員会	0 (0)
病院事業管理者	3 (3)
議会	1 (1)
合計	87 (52)

() 内は申出件数。

※1つの請求で複数の実施機関にまたがっているものがあることから、請求等の件数と異なる。

3 行政文書公開請求・申出の処理内訳

区分	行政文書公開請求件数	任意的公開申出件数	合計件数
公開	7	22	29
一部公開	17	18	35
拒否	4	7	11
審査中	6	2	8
取下げ	2	3	5
合計	36	52	88

※1つの請求で複数の決定を行っているものがあることから、請求等の件数と異なる。

4 審査請求の処理状況

	件数
審査請求件数	3
(平塚市情報公開審査会に諮問)	1
審議件数	3
(答申件数)	3
(次年度へ継続審議)	1
取下げ	1

5 附属機関等の会議公開状況

	附属機関	懇話会等	その他の会議	合計
附属機関等の数	73	8	3	84
会議開催数	175	6	22	203
(公開)	86	3	22	111
(一部公開)	14	0	0	14
(非公開)	75	3	0	78
傍聴者があった会議数	5	0	1	6
傍聴者数	16	0	11	27

第2節 個人情報保護

市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、平成7年7月1日に平塚市個人情報保護条例（以下「条例」。）を施行した。

本市では、本市の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を条例で明らかにするとともに、個人情報の保護と適正な運用を図っている。

なお、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、条例を廃止し、「平塚市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定した。（令和5年4月1日施行）

令和4年度における運用状況は次のとおりである。

1 利用状況（簡易開示は除く）

請求区分	請求件数
開示	40件
訂正	0件
利用停止	0件
合計	40件

2 開示請求等処理内訳（簡易開示は除く）

請求区分	開示	訂正	利用停止	合計件数
開示・承諾	24	0	0	24
一部開示	4	0	0	4
拒否	10	0	0	10
審査中	4	0	0	4
取下げ等	1	0	0	1
合計	43	0	0	43

※1つの請求で複数の決定を行っているものがあることから、実際の請求件数と処理内訳の件数が異なる。

3 審査請求の処理状況

	件数
審査請求件数	2
(平塚市個人情報保護審査会への諮問)	2
審議件数	2
(答申件数)	1
(次年度へ継続審議)	0

※同一文書に対する審査請求が2件あったため、答申については1つにまとめた。

4 平塚市個人情報保護運営審議会への諮問状況

	件数
諮問件数	0
審議件数	0
(承認)	0
(不承認)	0
(取り下げ)	0

5 個人情報取扱事務登録状況

	年度当初 登録数	年度末 登録数
市長	935	960
教育委員会	164	168
選挙管理委員会	21	21
公平委員会	2	2
監査委員	2	2
農業委員会	16	16
固定資産評価審査委員会	2	2
病院事業管理者	35	36
議会	10	10
合 計	1,187	1,217

6 簡易開示の状況

簡易開示請求が あった試験	簡易開示件数
10	18

7 平塚市個人情報保護条例第50条第2項の規定（電子計算機による外部委託等）に基づく登録件数 243件

8 個人情報の漏えい事故等の件数 14件